

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:水道部業務課 No.003

処 分 名	給水の停止
処 分 の 概 要	水道事業管理者は、必要と認めた場合に、給水を停止させることができます。
根拠条例等・条項	春日部市水道事業給水条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 202 号）第 38 条
処 分 基 準	◎次のいずれかに該当する場合には、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止します。 （1） 給水装置の工事費、修繕費、料金又は手数料を指定期限内に納入しない場合 （2） 正当な理由がなくて、使用水量の計量又は検査を拒み、又は妨げた場合 （3） 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めない場合
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

■春日部市水道事業給水条例

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 使用者が、第10条の工事費、第23条第2項の修繕費、第26条の料金又は第32条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 使用者が、正当な理由がなくて、第27条の使用水量の計量又は第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発してもなお、これを改めないとき。